

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和4年3月24日（木） 午後1時28分開議
議事堂棟第2，3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 40号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 48号 ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する
条例制定について

議案第 49号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第 54号 和解について

議案第 55号 損害賠償額の決定について

議案第 56号 ひたちなか市ホテルニュー白亜紀の指定管理者の指定について

議案第 57号 市道路線の認定，廃止及び変更について

○出席委員 8名

経済建設委員会	北原祐二	委員長
	清水健司	副委員長
	山田恵子	委員
	大久保清美	委員
	大内聖仁	委員
	海野富男	委員
	清水立雄	委員
	武藤猛	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷 隆 議長

○説明のため出席した者

経済環境部	齋藤茂夫	経済環境部長
	永井晶子	商工振興課長
	森島邦洋	商工振興課工業担当係長

	前	橋	大	介	観光振興課長
	田	辺		稔	観光振興課長補佐
	広	瀬		渡	観光振興課係長
建設部	大	和	敏	幸	建設部長
	祖	田		章	道路管理課長
	飯	田	寛	通	道路管理課技佐
	風	間		剛	道路管理課管理係長
	高	橋	暢	広	道路管理課路政係長
	星	野	博	之	住宅課長
	平	戸	靖	彦	住宅課係長
	菊	池	高	宏	住宅課係長
都市整備部	林		尚	司	都市整備部長
	荘	司	泰	久	建築指導課長
	岩	田	隆	之	建築指導課副技正
	横須賀	智	志		建築指導課審査係長

○事務局職員出席者

議会事務局	笹	沼	義	孝	次長
	草	野	大	輝	主事

経 済 建 設 委 員 会

令和5年3月24日（金）

午前9時56分 開会

○北原委員長 それでは、皆さん、おはようございます。定刻より少し早いですけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案7件です。

審査の進め方については、所管ごとに議案の審査を進めてまいりたいと思います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第40号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。林都市整備部長。

○林都市整備部長 議案第40号のひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

このたびの手数料条例改正は、主に2点ございまして、1点目は、議案書2ページからの第1条関係の建築物の省エネに関する関係法令の改正によるもの、2点目は、20ページからの……

○北原委員長 部長、着座にてご説明のほうを。

○林都市整備部長 それでは失礼して、着座にて説明させていただきます。

2点目から説明申し上げます。2点目は、20ページからの第2条関係の建築基準法の改正によるものであります。

1点目、第1条で改正いたしますのは、手数料条例、別表第2の第79項ないし86項の規定であります。

内容は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律、通称エコまち法の規定に基づく市建築指導課が行う認定申請等に係る手数料となっております。

これらの法律の趣旨は、建築物の省エネ性能の向上を図ろうとするものでありまして、新築時等において省エネ性能基準への適合義務を課し、これを建築確認で担保することとしております。先般、エコまち法の施行規則など、建築物の省エネに関する関係法令が改正され、新たな審査基準が示されたことに伴いまして所要の改正を行おうとするものです。改正箇所が多く、資料も議案書23ページから49ページと大部でありますので、代表的な部分をご説明申し上げます。

議案書24ページをお開きください。

第79項、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する新旧対照表です。

建築物の省エネ性能基準への適合判定に要する手数料です。左側、旧条例の上から7段目、(1)のア、「認定の対象が住宅の単位住戸であるとき」として、(ア)と(イ)の2つのケースに分かれておりましたが、(イ)の「単位住戸が2以上のとき」を右の条例では削除して

おります。これまで共同住宅の省エネ性能評価認定は住戸ごとの申請が可能でありましたが、法改正によりまして、建築物全体での申請のみとなったことによるものであります。また、(ア)の「単位住戸が1のとき」は、一戸建て住宅の認定申請についてでありまして、こちらは変更ございません。

このほか、屋根や外壁など、部位ごとに省エネ性能基準値を満足する材料を使用することで、手続の合理化を図ろうとする改正に伴いまして、認定申請手数料を実質的に引き下げようとする改正や床面積の取扱いの変更による文言の整理を行おうとする内容となっております。

次に、2点目の第2条につきましては、カーボンニュートラルの実現に向けて建築物の省エネ対策を進める目的で制定された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、建築基準法が改正されたことに伴う新たな手数料条項の追加と条例で引用する法条項の改正を行うものであります。

50ページをお開きください。

第2条関係の新旧対照表です。

改正する条項は、第20項、建築物の容積率の特例認定申請手数料、第27項、建築物の高さの特例許可申請手数料及び第34項、高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料等であります。

第20項は、既設建築物に省エネ性能の向上を目的とした高効率給湯設備を新たに設けた場合の容積率算定基準の緩和規定が追加されたことに対応し、認定申請手数料を追加するものです。また、屋上等に太陽光発電設備などを設置する場合の建築物の高さ制限を緩和する許可申請手数料として、第27項と第34項を追加するものであります。そのほか、法改正に伴う所要の改正と条項の追加に伴う項番の繰り下がり等の改正を併せて行おうとするものです。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第48号 ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。齋藤経済環境部長。

○齋藤経済環境部長 着座にて説明させていただきます。

議案第48号 ひたちなか市勤労者総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例につきましては、勤労者の研修、教養及び余暇活動を通じ、勤労者などの福祉の増進を図ることを目的に、ひたちなか市勤労者総合福祉センターの設置及び管理について必要な事項を定めております。

今回の改正につきましては、今般、多目的ホールにオンライン配信を行うための設備を導入し、令和5年4月1日からの供用を開始することから、議案書の6ページから8ページの新旧対照表のとおり、本条例別表中の付属設備器具使用料について当該設備を追加するほか、故障などにより供用が不可能となった設備を同表から削除する改正を行うものであります。

あわせて、施設使用料の割増し使用料について、文化会館、体育施設、その他、市の公の施設の適用状況を踏まえ、入場料を徴収する場合の割増し使用料などの取扱いを整理する改正を行うものであります。

なお、今回規定いたしますオンライン配信設備には、今般整備しましたプロジェクター、4Kデジタルビデオカメラ、スイッチャーなどの機材のほか、インターネット回線の使用料を含むもので、これらを一式として午前、午後、夜間の1回の使用料をそれぞれ3,580円に設定をしております。また、経年劣化による故障などにより供用が不可能となっている器具は、OHP設備と映写機となっております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第56号 ひたちなか市ホテルニュー白亜紀の指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。齋藤経済環境部長。

○齋藤経済環境部長 着座にて説明させていただきます。

続きまして、議案第56号 ひたちなか市ホテルニュー白亜紀の指定管理者の指定についてご説明いたします。

このひたちなか市ホテルニュー白亜紀につきましては、平成18年4月に指定管理者制度を導入し、3年ごとに指定管理者の指定を行っておりましたが、平成30年4月1日からは、長

期的な計画を立てやすいように、指定管理期間を3年間から5年間へ変更しております。

現在は、株式会社オオシマフォーラムが指定管理者となりましてから2期目の管理運営がなされており、令和4年度の客室稼働率は令和5年1月末時点で89.27%と高い水準を維持しております。現在の指定管理者は、令和5年3月31日をもちまして指定期間が満了となりますことから、昨年11月に市民、有識者を含めた指定管理予定者選定委員会を設置し、今年1月に指定管理予定者の公募を行ったところ、これまで当施設の管理運営を行っていた株式会社オオシマフォーラムから応募があり、当該法人が指定管理者として適切であるかどうかを選定委員会で検討していただいた結果、妥当との判断を受けたところでございます。

したがって、本議案につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで5年間の指定管理者として、株式会社オオシマフォーラムを指定しようとするものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第49号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 着座にて失礼します。

議案第49号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につきましては、国からの通達を受け、配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について改正され、婦人相談所、その他配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する業務を行う公的機関以外の機関または団体から配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明または確認を受けている者については、公営住宅への優先入居の対象者として取り扱うことが可能となったことに伴い、条例の規定を追加するほか、障害者の公営住宅への入居等の取扱いについて同居親族要件を課していた条文上の「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」についてを削除し、障害者の権利利益の保護を目的とし、入居資格の要件を緩和するため、改正を行うものです。また、併せて、市営第2ひばりヶ丘住宅の位置について修正するため、改正を

行うものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。山田委員。

○山田委員 ご説明ありがとうございます。

6 ページなのですが、今回新たに追加されました入居者の資格として、困難な問題を抱えている女性への支援に関する法律ということに新しくなりましたけれども、これは大変重要なことでありますので、このまま本当に続けていっていただきたいんですけども、入居している場所とかを特定できないようにするために本市としてどのようにしていくのか伺いたいと思います。

○北原委員長 星野住宅課長。

○星野住宅課長 今のご質問にお答えします。

住所の分からないような形につきましては、一応内部のほうで公表せずということを考えておりますが、それについての話につきましてはまだそこまでは詳しく話しておりません。一応改正がありますので、それに対応ということで、取りあえず改正のほうを先にさせていただいている状況です。

○北原委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。暴力からの被害の根絶を図るためにとっても重要なことですので、ぜひこれからきめ細やかな対応でお願いしたいと思います。

以上です。

○北原委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第54号 和解についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第54号 和解について議会の議決を求めるものです。

令和3年12月20日から令和4年1月31日までの間に、石川町及び青葉町地内の市道歩道内の街路灯70基を未成年の加害者3名が蹴るなどして損壊させた事件に関し、保護者3名を含めて賠償金の支払いに係る和解を締結しようとするものです。

街路灯の修繕費用に関しては、全体額791万2,410円、市が修理を行い、加害者が損

傷させた部分に係る費用424万7,430円を賠償金として加害者に請求し、経年劣化で交換が必要となったバッテリーなどに要する費用366万4,980円は市が負担することで双方合意が得られたものです。

なお、議会の議決後、相手方と市の法務弁護士により、公正証書または即決和解による和解の手続を予定しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第55号 損害賠償額の決定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第55号 損害賠償額の決定につきましては、令和4年10月7日深夜から10月8日明け方までの間に、ひたちなか海浜鉄道の軌道敷に隣接する三反田地内の市管理道路の樹木が、列車の通行を妨げるように軌道敷内へ倒れたことにより、10月8日午前5時20分頃、走行中の列車が当該樹木に衝突し、車両を損傷させた事故に関し、賠償金の額を決定することについて議会の議決を得ようとするものです。

なお、賠償金1,096万4,525円のうち、保険額の上限である1,000万円を市が加入している保険から支払い、残り96万4,525円については市が支払うとするものです。令和4年度の補正予算に計上いたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しまし

た。

次に、議案第57号 市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第57号 市道路線の認定、廃止及び変更につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、路線の認定、廃止及び変更を行うものであります。

議案書2ページ、市道路線の認定、参考資料、路線位置図を併せて参照願います。

No.1からNo.6, No.8, No.10は、開発行為で帰属された路線であります。

No.7, No.12は、幅員が4メートル以上ある路線の新たな認定であり、No.9は、歩行者専用道路として指定管理するため認定するものであります。

No.11, No.13, No.14は、湊1級6号線の県道との重複区間の廃止に伴い、分離された重複していない部分を認定するものです。

続きまして、議案書3ページ、市道路線の廃止を参照願います。

No.1, 参考資料は25ページです。県道との一部となっているため、廃止するものです。

続きまして、議案書4ページ、市道路線の変更を参照願います。

No.1, 参考資料は19から20ページです。道路の形態がなく払下げ申請が出ていることから、用途廃止をするため、終点を変更するものであります。

No.2, 参考資料は21から22ページです。開発行為による付け替えが予定されており、終点を変更するものであります。

No.3, 参考資料は23から24ページです。県道との重複している部分を廃止するため、起点を変更するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○北原委員長 次に、協議に移ります。

初めに、委員会の行政調査について協議したいと思います。

令和5年度の委員会の行政視察の実施についていかがいたしますか。実施するということがよろしいでしょうかね。大内聖仁委員。

○大内（聖）委員 マスクのほうも外すのは本人の希望の形となりまして、コロナウイルスのほうも5月に5類に変わるということもありまして、やはり通常どおりの生活を心がけるべきだと思います。ぜひやる方向でお考えをお願いします。

○北原委員長 ただいまご意見がありました実施する方向でよろしいでしょうかね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定したいと思います。

それでは、行政調査における日程と案件について協議したいと思います。ご意見のほうはあるでしょうか。

それで、実施するということが、まず日程のほうなんですけれども、一案としまして、5月15日（月曜日）から5月17日（水曜日）、この3日間で調整をしたいと思っているんですけども、よろしいでしょうかね。よろしいですかね。皆さん、予定のほうは。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 それでは、5月15日（月曜日）から17日（水曜日）、予定のほうを空けておいていただければというふうに思います。

案件についてご意見があればと思いますが。大内聖仁委員。

○大内（聖）委員 ぜひ正副一任をお願いします。

○北原委員長 分かりました。

それでは、案件のほうにつきましては、正副一任ということは今、委員のほうからありましたので、決定していきたいというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。

次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。大内聖仁委員。

○大内（聖）委員 正副一任をお願いします。

○北原委員長 分かりました。

それでは、所管事務調査についても正副一任ということで今ご意見ありましたので、こちらのほうも協議をし、行っていきたいと思います。

それでは、一応所管事務調査をやるという方向で調整したいと思ひまして、日程的な案なんですけども、今、4月24日（月曜日）、4月25日（火曜日）、28日（金曜日）ということで、4月の月末を調整したいなというふうに思っているんですけども、委員の皆様方のご予定のほうだけ確認させてください。

（「もう一回」と呼ぶ者あり）

○北原委員長 4月24日（月曜日）、4月25日（火曜日）、28日（金曜日）になります。この日から一応候補一、二を決めて予定のほうを確保していただきたいと思っているんですけど、委員の皆様方の今の状況を教えてください。武藤委員。

○武藤委員 4月28日というのがちょっと連休前の日にもなるので、前もって外しておいたほうがいいのかというふうに思います。

○北原委員長 今、武藤委員のほうからありました。28日の日は連休前ということでありますので、24、25、皆さん調整のほうは大丈夫でしょうか。よければ候補を。

それでは、24、25のほう、委員の皆様方には予定のほうだけは確保していただきたいと思います。執行部と調整して、日にちのほうは決定次第、通知のほうを出させていただきたいと思いますので。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 では、以上のように進めていきたいと思います。

時間的には午前10時を予定したいと思います、両日とも。午前中ということにしたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○北原委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまお配りしました閉会中の継続調査申出書(案)に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○北原委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出をします。

次に、その他に入ります。何かございますか。武藤委員。

○武藤委員 ちょっと紹介だけしたいんですけども、今日、観光振興課のほうで、本庁の入ったところで、ひたちなか市のお土産関係をちょっと出しているところがありますので、ぜひ行って、気に入ったら購入をしてPRのほうをしていただければなというふうに思いますので、よろしく願いします。

○北原委員長 ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。
これをもちまして経済建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時29分 閉会